

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療事業者に対する医療資金について

○融資制度の概要

融資条件（全施設共通）	
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年又はコロナ前の同月と比較して減収又は利用者が減少している方等
融資期間（うち据置期間）	15 年以内（5 年以内）

○融資条件（令和 5 年 4 月以降申込受付分）

■病院・診療所

貸付利率		①病院	②診療所
	当初 5 年間	(3 割以上減収) 2 億円まで : 0.50% (3 割未満減収) 1 億円まで : 0.50% 上記を超える金額 : 1.30%	(3 割以上減収) 5,000 万円まで : 0.50% (3 割未満減収) 4,000 万円まで : 0.50% 上記を超える金額 : 1.30%
	6 年目以降	1.30%	
融資限度額		次の金額と「前年又はコロナ前の同月からの減収額の 12 倍」のいずれか高い金額	
		〔病 院〕(3 割以上減収) 10 億円 (3 割未満減収) 7.2 億円	〔診療所〕(3 割以上減収) 5,000 万円 (3 割未満減収) 4,000 万円
無担保貸付		〔病 院〕(3 割以上減収) 4 億円 (3 割未満減収) 2 億円	〔診療所〕4,000 万円

■介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業

貸付利率		介護老人保健施設・介護医療院	助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業
	当初 5 年間	1 億円まで : 0.50% 1 億円超の部分 : 1.30%	4,000 万円まで : 0.50% 4,000 万円超の部分 : 1.30%
	6 年目以降	1.30%	
融資限度額		次の金額と「前年又はコロナ前の同月からの減収額の 12 倍」のいずれか高い金額	
		1 億円	4,000 万円
無担保貸付		5,000 万円	2,000 万円

○保証人不要制度（貸付利率に 0.15% を上乘せ）のご利用により、保証人を免除することができます。ただし、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

○上記に記載の利率は、令和 5 年 4 月 3 日現在の利率です。

【資金使途】

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療事業者に対する医療資金は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補填等に充てる長期運転資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。
- ・創業して間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではありません。
- ・なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建設資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。

【お問い合わせ先】

融資第一部産業開発融資班 TEL 098 (941) 1765
業務統括部業務企画課 TEL 098 (941) 1740